新宮市告示第105-２号

新宮市介護職員初任者研修受講料助成金交付要綱の一部を改正する告示

新宮市介護職員初任者研修受講料助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年10月30日

新宮市長　上田　勝之

新宮市介護職員初任者研修受講料助成金交付要綱の一部を改正する告示

新宮市介護職員初任者研修受講料助成金交付要綱（令和５年新宮市告示第36号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の号を削る。

改正後	改正前
（助成金の交付割合等） 第５条　（略） （１）・（２）　（略）	（助成金の交付割合等） 第５条　（略） （１）・（２）　（略） **（３）　千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。**

様式第１号中

「

交付申請額				０	０	０	円	※支払受講料から他の助成金を控除した額（千円未満切り捨て）と上限10万円を比較し少ない方の額

」を

「

交付申請額	円	※支払受講料から他の助成金を控除した額と上限10万円を比較し少ない方の額

」に改める。

附　則

この告示は、令和８年11月１日から施行する。